

令和6年6月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和6年	6月17日(月)	開会	午前	9時30分
			散会	午前	9時40分
		6月21日(金)	開会	午前	9時28分
			散会	午前	9時33分
		6月27日(木) 第1回	開会	午前	9時29分
			休憩	午前	9時33分
		第2回	再開	午後	0時15分
			散会	午後	0時16分
		7月 5日(金) 第1回	開会	午前	9時30分
			休憩	午前	9時34分
		第2回	再開	午後	2時
			閉会	午後	2時 6分

場所 議会運営委員会室

出席委員 宇田川幸夫委員長

渡辺大副委員長、安藤友貴副委員長

逢澤圭一郎委員、千葉達也委員、吉良英敏委員、細田善則委員、立石泰広委員、

荒木裕介委員、白土幸仁委員、中屋敷慎一委員、小島信昭委員、

水村篤弘委員、木村勇夫委員、深谷顕史委員、八子朋弘委員、伊藤はつみ委員

出席者 齊藤邦明議長、松澤正副議長

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史副知事、中山貴洋企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和6年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和6年6月17日(月))

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、堀光副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、今定例会の最終日に追加提出をお願いしたいと考えている人事議案について、説明申し上げる。

サイドボックスにある「令和6年6月定例会に追加提出する人事議案」のファイルをお開き願う。その内容であるが、副知事の選任についてである。埼玉県副知事に伊藤高氏を新たに選任することについて、御同意をお願いするものである。経歴等については、お配りしてあるので、御覧いただきたい。

以上が、今定例会県議会に追加提出させていただく議案の概要である。よろしく願います。

委員長

2 質疑質問についての(1) 質疑質問者氏名及び質問形式の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名及び質問形式を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、(2) 質疑質問順位の決定についてだが、まず、6月21日(金)については、自民、民主フォーラム、公明の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、6月24日(月)については、自民、県民、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

6月24日については、1番目が林薫議員、3番目が金子裕太議員で願います。

委員長

次に、6月25日(火)については、自民、共産党、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

6月25日については、1番目が松本義明議員、3番目が森伊久磨議員で願います。

委員長

次に、6月26日（水）については、自民、民主フォーラム、自民の順に行うことによいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

6月26日については、1番目が松井弘議員、3番目が阿左美健司議員でお願いします。

委員長

次に、6月27日（木）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

6月27日については、1番目が関根信明議員、2番目が岡田静佳議員、3番目が小久保憲一議員でお願いします。

委員長

それでは、ただ今決定した質問順位を事務局に配布させるので、御確認願う。

< 事務局職員が資料を配布 >
< 確 認 >

委員長

お手元に配布したとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

3 意見書・決議案についてだが、件名については一般質問中日・6月25日（火）、案文については一般質問最終日・6月27日（木）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・7月5日（金）の朝の本委員会までに、御報告をお願いします。

委員長

4 埼玉県議会議員表彰についてだが、過去の例にならい、本会議において議長発議による表彰の決議及び表彰状の朗読を行い、受賞者が謝辞を述べるという形で行うことによいか。

< 了 承 >

委員長

5 効率的な議会運営についてだが、何点か提案をさせていただきたいと考えている。委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

概要を説明する。まず、1 議員の呼称について、質疑・質問において2回目以降に登壇する場合、議長は「氏 議員」と呼称するものである。次に、2 執行部の呼称について、質疑・質問に対する答弁において、一人の質疑・質問者に対して2回目以降に登壇する場合、議長は「職名」と呼称するものである。

資料の2枚目を御覧願う。次に、3 自席での答弁について、一問一答式で行われる質疑・質問について、執行部において知事を除く答弁を求められた者は、議長の許可を得た後、自席で答弁を行うものである。以上のおり変更する案である。

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

< な し >

委員長

それでは、案のおり申し合わせることに決定してよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、これらについては、本定例会から実施する。また、決定した先例変更について、事務局に所定の手続きを執らせる。なお、「3 自席での答弁について」の変更により、答弁者の待機席を設置する必要がなくなるため、執行部の座席を順次詰めることとするので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、本日の議事日程はお手元のおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

7 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することによいか。

< 了 承 >

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、１２番山崎すなお議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・６月２１日（金）の朝、午前９時３０分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開会時刻についてだが、午前１０時によいか。

< 了 承 >

令和6年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和6年6月21日(金))

委員長

1 議事日程の確認についてだが、本日の議事日程はお手元のとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、6月24日(月)、25日(火)及び26日(水)の議事日程は、開会日に確認したとおり、それぞれ3名の議員の質疑・質問となるので御承知おき願う。

中屋敷委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間を頂きたい。

我が会派は、今定例会で議員提出議案として条例案を提案したいと考えている。資料をお配りして、説明させていただきたい。委員長におかれては、よろしく取り計らいをお願いする。

委員長

事前に自民から概要の資料を預かっているので、事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いする。

中屋敷委員

お配りした条例案の概要を御覧願う。近年、県内において、金属スクラップ、使用済みプラスチック等の屋外保管施設が多く立地するようになり、保管に伴う騒音や振動、不適切な保管による敷地外への崩落や火災の発生など、県民生活の安全や生活環境の保全に支障を来す状況が発生している。金属スクラップや使用済みプラスチックの中には、それらの保管や破碎等の処理について、現行法令上、規制の対象とならないものもある。そのため、法令に基づく立入検査や命令ができない状況となっている。このような状況を踏まえ、本県議会としては、令和3年12月に、国会及び関係行政庁に対して、「再生資源物の屋外保管施設の立地規制等に係る法整備を求める意見書」を提出したところである。しかし、国による法整備は、依然として実現していない状況である。そこで、私たちは、金属スクラップや使用済プラスチックの保管及び破碎等の処理について必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的として、「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」を提案したいと考えている。

各会派におかれては、持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、今後の本委員会で御協議いただきたいので、よろしく願います。

る。

委員長

2 その他に入る前に申し上げる。

本日から一般質問に入るが、質問時に電子データを含め、パネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げる。

委員長

2 その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、１２番山崎すなお議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・６月２７日（木）の朝、午前９時３０分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前１０時によいか。

< 了 承 >

令和6年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和6年6月27日(木)第1回)

委員長

1 議案(第77号議案～第81号議案)及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る6月21日(金)の本委員会で、自民から提案のあった条例案1件が提出されたので、御報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第16号議案は、提案者を代表して、35番高橋稔裕議員が、提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内、発言順序は、多数会派順、発言通告書の提出期限は、次の本会議休憩中速やかにということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)意見書・決議案についてだが、会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書36件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの本委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出して下さるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

3 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙についてだが、同競馬組合議会議員であった38番松井弘議員、58番橋詰昌児議員、61番町田皇介議員及び79番齊藤邦明議員が、本日付けで辞職され、欠員が生じたため、4名を補欠選挙されたい旨の依頼が、同競馬組合議会から議長宛てにあった。

この件については、今後の本委員会において選挙の方法等を御協議いただきたいと存じるので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

4 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議第16号議案の提案説明までの議事日程は、お手元のとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

5 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、12番山崎すなお議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第16号議案の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、午後12時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和6年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和6年6月27日(木)第2回)

委員長

1 議第16号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、再開後の議事日程はお手元のとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・7月3日(水)午後5時までに、私宛てに申し出てくださいよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・7月5日(金)の本委員会で御協議をお願いする。

委員長

その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・7月5日(金)の朝、午前9時30分とすることよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和6年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和6年7月5日(金)第1回)

委員長

1 各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。
特に討論を必要とするか、御意見を願います。

伊藤委員

常任委員会で不採択とされたものではあるが、請願権は憲法第16条に明記された国民の権利であり、本会議においても意見表明を行うべきと考えるので、ぜひ御協議をお願いします。

中屋敷委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないものとする。

委員長

ほかに御意見はあるか。

< な し >

委員長

それでは、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに異議ないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

委員長

4 意見書案についてだが、去る6月25日（火）（一般質問中日）までに各会派から提出された意見書案の柱36件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表のとおり、共同提案10件となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、その他の3件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書3件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、報告申し上げます。

委員長

5 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙についての（1）選挙の方法についてだが、指名推選で行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、会派別配分についてだが、自民2、民主フォーラム1、公明1とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、各会派から推薦される方について、次の本会議休憩中に、御報告をお願いします。

委員長

次に、（2）選挙の日程についてだが、全ての議案の採決後に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、各特別委員長の報告までの議事日程は、お手元のとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

7 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、12番山崎すなお議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、午前10時によいか。

< 了 承 >

委員長

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、29番城下のり子議員から、第52号議案の修正案及び第52号議案の修正部分を除く原案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 知事追加提出議案についてだが、去る6月17日(月)の議会運営委員会において説明のあった人事議案についてである。

まず、(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、28番伊藤はつみ議員から、議第27号議案ないし議第29号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。41番関根信明議員、42番深谷顕史議員、60番白根大輔議員及び81番新井一徳議員が、それぞれ、各会派から推薦されているので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

7 議事日程の確認についてだが、再開後の議事日程はお手元のとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

8 その他に入る前に、執行部から発言を求められているので、これを許す。

堀光副知事

それでは、委員長からお許しをいただいたので、議場におけるシルクハットの着用につ

いて発言させていただく。

埼玉の偉人である渋沢栄一翁が肖像として描かれた新一万円札が、去る7月3日から発行されている。県では、「渋沢といえば埼玉」を周知していくため、トークイベントの開催や観光周遊キャンペーンなど様々な企画を行っているところである。その一環として、本日、議事終了後の知事挨拶の終盤に、渋沢翁のトレードマークでもあるシルクハットを知事が着用し、PRすることについて許可を頂きたく存じる。また、県議会の皆様とも一体となってPRを進めていきたいと考えているので、知事着用の際にはぜひ齊藤議長にもご着用いただくと幸いである。

発言は以上である。よろしく願います。

委員長

ただ今、執行部から議場におけるシルクハットの着用について申出があった。

埼玉の偉人である渋沢栄一翁の肖像が新一万円札に描かれることは、本県にとって大変大きな出来事である。また、新一万円札の発行が議会開会中の7月3日から始まったタイミングでもある。会議規則上、議場における帽子の着用は原則として禁止されているが、これらの状況を踏まえて、執行部の申出を特別に許可するという事で、議長、よろしいか。

< 議長了承 >

委員長

それでは、議長の許可を頂いたので、次の本会議中において、本定例会における全ての議事が終了した後に知事及び議長が帽子を着用されることを御承知おき願う。

委員長

その他の(1)9月定例会の会期予定案についてだが、この件については、9月25日(水)から10月16日(水)の日程で、執行部と調整をしているので報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。